

令和2年第11回
志木市農業委員会総会議事録

令和2年11月24日

志木市農業委員会

令和2年第11回志木市農業委員会総会日程

令和2年11月24日（火）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和2年第11回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月24日(火) 午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	6番	大島 廣明
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員(1人)

2番 市之瀬 滋

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

書記 三上 陽平

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので（定刻となりましたので）、令和2年 第11回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和2年第11回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 小山武英委員、4番 清水和雄委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

（1）議案第16号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
以上、上程いたします。

初めに、議案第16号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について、事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明朗読します（受付番号44番、45番について朗読）。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第16号受付番号44番、45番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出る事となっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号44番の申請人及び農地の状況につきましては三枝将樹委員に、受付番号45番の申請人及び農地の状況につきましては、清水和雄委員にご同行いただいて、確認しております。この後、三枝委員、清水委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第16号受付番号44番について、三枝将樹委員、説明、報告をお願いいたします。

○三枝委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号44番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、4ページをお開きください。

元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■交差点を右折、■■道路を道なりに直進し、■■通りを右折。約500メートルほど進み■■■■を過ぎ、さらに100メートル進み、右折し約30メートル進んだ右側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である柏町■丁目■■■■の現地を確認したところ、ねぎや大根、ほうれん草などが栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第16号受付番号45番について、清水和雄委員説明、報告をお願いいたします。

○清水委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号45番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、5ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、○○の交差点を○折、道なりに約○○メートル進み、○○通りに○折をし、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である下宗岡○丁目○○○○-○他1筆の現地を確認したところ、水稻を栽培されていた様

で、既に耕耘されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第16号 受付番号44番、45番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第16号受付番号44番、45番は可決されました。

ありがとうございました。

○田中会長

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第19号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第19号受付番号21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番の現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告。)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第19号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、令和2年12月22日 火曜日、午後2時、総合福祉センターの4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、12月22日 火曜日、午後2時ということでよろしくお願いたします。
続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・生産緑地買取の斡旋について
- ・生産緑地新規指定地の確認協力について (お礼)
- ・農業委員研修について
- ・農業委員手帳の配布について

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和2年第11回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和2年11月24日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3番 小山 武英

4番 清水 和雄